明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（四〇〇）　三
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（四〇一）　二
○公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令（四〇二）　三
○学校教育法施行令の一部を改正する政令（四〇三）　四
○著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四〇四）　四
○著作権法施行令の一部を改正する政令（四〇五）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四〇六）　五
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（四〇七）　五
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（四〇八）　五

〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・文部科学・厚生労働**四）　一五
○内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（**内閣府・農林水産**一七）　一六
○内閣府・国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（**内閣府・国土交通**八）　一六

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**デジタル庁・総務**一三）　一九

〔省　令〕
○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**八二）　一九
○住民基本台帳法施行規則及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**八三）　二三
○在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（**総務・外務**二）　二三
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一六）　二五
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務**五八）　二五
○私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学**二九）　三六
○高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（**同**四〇）　四四
○学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（**同**四一）　四四
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（**同**四二）　四五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（**厚生労働**一七四）　四八
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（**同**一七五）　五三
○社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（**同**一七六）　五四
○社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（**同**一七七）　五四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項に規定する医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報の提供の方法を定める省令（**同**一七八）　五五
○農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（**農林水産**七五）　五六
○経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（**同**七六）　五六
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（**国土交通**九三）　六六

〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**二）　八二
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（**総務**四二八）　八三
○電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示（**同**四二九）　八四
○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件（**文部科学**一五七）　八五
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**三七七）　八六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**三七八）　九六
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**三七九）　一〇四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**三八〇）　一〇四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。